38
4.4.7

福県医発第70号（地）
令和４年４月７日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長　蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録漏れに対する
注意喚起等の措置について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課より、日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

病床機能報告については、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和２年３月24日付福県医発第3359（地））にて、令和３年度より報告対象期間を通年化し、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することについてご案内申し上げております。

本件は、電子レセプトに病棟コードが記録されなかったことにより、病棟単位での診療実績の集計に負担がかかった医療機関があったことを踏まえ、記録が適切になされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

追って、有床診療所については、令和２年３月24日付福県医発第3359（地）でお知らせしているとおり、病棟コードの記録は不要となっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（地 568）

令 和 4 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会

担　当　理　事　殿

公益社団法人日本医師会副会長

猪　口　雄　二

（公印省略）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録漏れに対する
注意喚起等の措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より、地方厚生（支）局医療課長等に対し、標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

病床機能報告については、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和２年３月１９日付（地 479））にて、令和３年度より報告対象期間を通年化し、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することについてご案内申し上げております。

本件は、電子レセプトに病棟コードが記録されなかったことにより、病棟単位での診療実績の集計に負担がかかった医療機関があったことを踏まえ、記録が適切になされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関への周知につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

追って、有床診療所については、令和２年３月１９日付（地 479）文書でお知らせしているとおり、病棟コードの記録は不要となっておりますことを申し添えます。

事　　務　　連　　絡
令和４年３月25日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録漏れに対する
注意喚起等の措置について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに貴団体の会員医療機関等に周知いただきますようお願いいたします。

（担当）
厚生労働省医政局地域医療計画課
谷口、林
TEL　03-3595-2186
E-mail　iryo-keikaku@mhlw.go.jp

医政地発 0325 第 1 号
令和 4 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　公　印　省　略　）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録漏れに対する
注意喚起等の措置について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっています。

これについて、令和３年度より、入院患者に提供する医療の内容に係る報告対象期間の通年化を開始したところです。これに伴い、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和２年３月 16 日付け医政地発 0316 第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟情報（以下「病棟コード」という。）を記録するよう周知していたところです。

今般、令和３年度の病床機能報告の実施にあたり、電子レセプトに病棟コードが記録されなかったことにより、病棟単位での診療実績の集計に負担がかかった医療機関があったことを踏まえ、電子レセプトへの病棟コードの記録が適切になされるよう必要な注意喚起を図る等、貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知をお願いします。

なお、当該注意喚起等の措置は病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払のために求められるものではないことを申し添えます。